

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次ページ

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） 1

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第88号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第40条の2中「第71条の14第5項」を「第71条の14第6項」に、「第71条の15第4項」を「第71条の15第5項」に改める。

第40条の4中「第71条の35第6項」を「第71条の35第7項」に、「第71条の36第4項」を「第71条の36第5項」に改める。

第40条の5中「第71条の55第6項」を「第71条の55第7項」に、「第71条の56第4項」を「第71条の56第5項」に改める。

第41条の5中「第72条の46第5項」を「第72条の46第6項」に、「第72条の47第4項」を「第72条の47第5項」に改める。

第49条の7第1項第3号中「の宗教法人、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校を設置する学校法人若しくは」を「に規定する宗教法人」に改め、「（昭和24年法律第270号）」の次に「第3条に規定する学校法人若しくは同法」を加え、「第22条の」を「第22条に規定する」に改め、同項第5号中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加え、同項第9号中「附則第7条第16項」を「附則第7条第15項」に改める。

第49条の10中「第74条の23第5項」を「第74条の23第6項」に、「第74条の24第4項」を「第74条の24第5項」に改める。

第57条の3中「第90条第5項」を「第90条第6項」に、「第91条第4項」を「第91条第5項」に改める。

第58条の10第1項中「第132条第5項」を「第132条第6項」に、「第133条第4項」を

「第133条第5項」に改める。

第66条の3中「第144条の47第5項」を「第144条の47第6項」に、「第144条の48第4項」を「第144条の48第5項」に改める。

別記第70号様式その1を次のように改める。

その1

（表）

自動車取得税減免・自動車税課税免除申請書

北海道札幌道税事務所長 様

収受印

年 月 日

（納税義務者） 申請者 （印）	住所（所在地）〒			
	ふりがな 氏名（名 称）			電話番号（ ） -
	個 人 番 号 又は法人番号			法人の場合 担当者名

次のとおり 自動車取得税の減免・自動車税の課税免除 を申請します。（根拠法令＝道税条例第 条）

適用を受ける自動車 （印）	登録番号	運輸支局	車種区分	かな	番 号	登録日（新規・移転・道外転入）	取得価額	車 台 番 号（下7桁）	
						年 月 日			
	種 別	普通・小型・軽自	4 輪以上・3 輪・被けん引	用 途	自家用・営業用	乗用車・トラック・バス・特種用途（ ）			
	車名		型式	年式	※道税 使用欄				
	リース車の場合	使用者名		電話番号	（ ） -				
申 請 理 由	☐ 身体障害者が所有し運転するため								
	☐ 同一生計者が身体障害者のために所有し、又は運転するため					1 通院 2 通園・通学 [年生] ・学校の寮等への送迎 [扶養確認の書類（ ）] 3 通所・入所施設への送迎 [扶養確認の書類（ ）] 4 生業 [通勤・自営・その他（ ）] 9 その他（ ）			
	☐ 常時介護者が運転するため								
	☐ 社会福祉施設等において入所者等の通園の用に供するため					施設名	事業種別等		
	☐ 構造車 [車いす移動車 ・ （ ）] 確認方法 [現車 ・ 写真 ・ （ ）]					☐ 特定の身体障害者のため ☐ 不特定多数の身体障害者のため : 利用施設名等 []			
身 体 障 害 者 に 係 る 事 項	☐ その他 [消防車 ・ 救急車 ・ レントゲン車 ・ 教育教習車 ・ 公的医療機関 ・ 交通安全指導車 ・ 教習車 ・ 入浴車 ・ 日本赤十字社]								
	住所 氏名 ふりがな	☐ 申請者と同じ（異なる場合は本欄に記入）					生 年 月 日	年 月 日	
		氏名 ふりがな	☐ 申請者と同じ（異なる場合は本欄に記入）					手 帳 の 種 類	障害の区分
			☐ 申請者と同じ（異なる場合は本欄に記入）						1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳
			☐ 申請者と同じ（異なる場合は本欄に記入）						3 療育手帳
手帳番号	第 号	等級又は程度						判定年月日 年 月 日	
手帳交付年月日	年 月 日	初 回 再交付						4 精神障害者保健福祉手帳	有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

係連 る 事 項 に	住所	☐ 申請者と同じ ☐ 身体障害者と同じ(異なる場合は本欄に記入)					運 転 免 許 証	取得年月日	年 月 日					
	氏名	☐ 申請者と同じ ☐ 身体障害者と同じ(異なる場合は本欄に記入)						交付年月日	年 月 日					
		申請者との関係						有効期限	年 月 日					
旧車	登録番号	運輸支局	車種区分	かな	番	号	旧車処理の状況	☐ 移転 ☐ 抹消 ☐ その他 ()						
※記載事項確認							㊟							
※ 認 定 欄	自動車取得税	課税標準額		千円		税率	%	税額	円		減免額	円		
	自動車税	税額				※課税庁使用欄								
	免除の始期 年 月 日	免除額												
※ 処 理 欄	入力メモ													
	区分	課税区分	入力	非免区分	手帳	障害等級	運転	理由	判定結果	課長・主幹	主査・係長	係		
	自取 得 車 税	証紙徴収：前・後		25 26	1・2 3・4	-----	1 本人運転 2 生計同一	1・2 3・4	条例第59条 該当[項 号]・否					
	自車 動 車 税	定期・随時：前・後		()	5・6		3 常時介護	9	条例第63条 該当[項 号]・否					

◎ 裏面の注意事項をお読みください。

(裏)

注意

1 身体障害者の課税免除（減免）を受けようとする場合は、この申請書を提出する際に、自動車検査証、自動車運転免許証及び次の(1)から(4)までのうち該当するものを提示してください。
(1) 身体障害者手帳
(2) 戦傷病者手帳
(3) 療育手帳
(4) 精神障害者保健福祉手帳

2 身体障害者と生計を一にする者が専ら身体障害者のために車を所有し、又は運転する場合は、1に併せて次の書類を添付してください。
(1) 身体障害者と生計を一にすることを証する書類（住民票に記録されている住所が同じ場合（その住所が道外である場合を除く。）は、不要）
(2) 専ら身体障害者のために使用することを証する書類

3 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を介護する者が専ら身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者のために運転する場合は、1に併せて自動車税等に係る常時介護証明書（身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を介護する者が専ら身体障害者のために車を使用することを証する書類をいう。）を添付してください。
なお、常時介護証明書は、当該身体障害者が精神障害者（知的障害者を除く。以下同じ。）である場合にあっては当該精神障害者が居住する市町村の区域を所管する保健所（当該精神障害者が札幌市に居住している場合にあっては区役所、函館市又は旭川市に居住している場合にあってはそれぞれの市役所）、その他の場合にあっては当該身体障害者が居住する市町村が発行しています。

4 2又は3の場合であって、学校の寮等又は入所施設への送迎のために車を所有し、又は運転する場合は、申請理由の欄の「扶養確認の書類（ ）」の括弧書きに扶養関係が確認できる書類（保険証等）を記入し、申請の際に当該書類の原本を提示してください。

5 自動車税の課税免除又は自動車取得税の減免のいずれか一方に該当する場合は、他の一方を消してください。

6 ※印欄は、記載しないでください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第49条の7及び別記第70号様式その1の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の北海道税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第49条の7第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 施行日から2月を経過する日までの間に限り、改正後の規則別記第70号様式その1の規定にかかわらず、この規則による改正前の北海道税条例施行規則別記第70号様式その1の規定により作成した用紙を使用することができる。